

( 令和6年12月10日 午前11時16分 開始 )

**○議員（児玉 助壽議員）** 先に通告しました、進む高齢化社会への対応について、4点質問します。

1点目、2050年の本県は、世帯主が65歳以上の高齢者世帯割合が世帯数の49.9%、約半数になると予測されることが、先月11月12日、国立社会保障・人口問題研究所が公表しました。都道府県別の世帯数の将来推計で分かりました。2022年の43.6%から6.3ポイント上昇し、高齢社会が着実に進行する実態が明確になり、現役世代が減る中、地域コミュニティの維持が課題となっており、学識者は高齢者支援の見直しや空き家の活用など議論を深める必要性を訴えています。

2点目、地域コミュニティの維持については、地域の高齢者を見守る民生委員の担い手不足の解消策が必須と思いますが、1点目、2点目は関連があるので、総合的な町長の所見を伺いたい。

次に、3点目、近年、核家族化社会の進行とともに高齢者の単身世帯数が増加しており、世帯主の死亡に伴い空き家の増加が顕著になっており、その老朽化、危険家屋の対応が喫緊の課題であることは町長も承知のことと思われませんが、その対応を伺います。

最後に4点目、近年、高度医療の発達、普及による長寿命化社会において高齢者の運動機能維持回復面において、予防医療の充実拡充は必須条件となっておりますが、我が国政府はそれを推奨し推し進めていることは全ての国民が知るところであります。その一環として本町が実践しているのは、元気アップ事業であります。にもかかわらずその趣旨を理解しようとし、ない議員連中が介護保険税の無駄遣い等々憶測に基づく根拠のない誹謗中傷の一般質問を繰り返した上に、ちまたにそのビラを撒き散らし、町執行機関や事業を担うスキルを持った事業者の信頼を著しく傷つけ、業務を妨害しています。このままでは本町が予防医療の柱として実践してきた元気アップの事業の継続が危惧されます。継続対応策を伺います。総合的な詳細については質問席にて伺います。

**○町長（宮崎 吉敏君）** 児玉議員の質問にお答えいたします。

地域コミュニティ維持についてという御質問です。人口の都市部流出や核家族化の進展に伴い、地域社会のつながりは希薄化し、以前のように日常的な近所付き合いの中で生まれる見守りが機能しなくなっているのが現状です。このような現状の中で、高齢者見守りの重要性がさらに高まってきています。高齢者の見守りについては町、自治公民館、地域住民、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民間事業者などが連携して行っていく必要があると考えます。

以上です。

**○議員（児玉 助壽議員）** 地域の高齢者や障害者の安否確認、子供の安全、災害への備えなど地域に寄り添う民生委員制度は平成29年度に100周年を迎えた。お上の命令には絶対服従という軍国主義の中で生まれた民主的な民生委員法によりその設置が定められ、地域の高齢者や障害者らの安否確認、子供の安全、災害への備えなど地域に寄り添う民生委員のその活動を全く知らない町民も多いと聞きます。民生委員は、子供やその家庭を支援する児童委員を兼ね備えており、地域の見守りが主な役割で、困った人を見つけたら相談に応じ、行政や関係機関につなぐ業務を担う厚生労働大臣から委嘱され、自治体長の復命のもとに公務を担う非常勤の地方公務員なのに、法制定100年以上経過した現在まで給料の支給はなく、無報酬ボランティアとしています。ひとり暮らしの高齢者が増加し民生委員の重要性が高まる一方、業務の負担感などから担い手不足が深刻化していることから、6月議会において担い手不足の解消策として民生委員の処遇改善を訴えてきたのでありますが、民生委員の任期は3年になっており、来年度2025年は改正期になっていることから、何らかの対応を講じなければ本町の定員数33名の民生委員に欠員が出ることが予測され、地域コミュニティの維持が危惧されます。11月臨時会においては、人事院勧告に基づき全国自治体職員の給与は上がり、また民間においても政府の介入により賃金アップが実現していますが、釣り合いを取る上においても処遇改善策をもって担い手不足を解消すべきではないのか、町長の見解を伺います。

**○福祉課長（河野 賢二君）** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、担い手不足解消については日々の活動に必要となります交通費であったり電話代等の実費弁償としての活動費の上乗せが1つの方法であるというふうに考えられます。昨今の物価高に対応するためにも、県内の自治体の費用等を参考にしながら民生委員児童委員協議会と協議を進めながら処遇改善をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議員（児玉 助壽議員）** 不足を解消するため、厚生労働省は6月28日に委員の選任要件を緩和する案を有識者会議の初公開に示し、担当する市町村に住んでいる人に限定している要件を通勤で訪れる人や、かつて住んでいた転出した人にも広げることを想定したものになっていましたが、有識者から、地域住民が委員でなければ緊急時に対応できないとして慎重意見が上がり、秋に結論をまとめ、本年の通常国会に民生委員法改正案の提出を目指しているようですが、ひとり暮らしの高齢者が増加し民生委員の重要性が高まる一方、業務の負担感などから担い手不足が深刻化、2022年度末時点で全国定数24万人余りのうち、約1万3000人が欠員のため対策が急務となっています。業務の負担感などから担い手不足が進行しているのであれば、担い手の分母を増やしても業務負担が減少するわけではないので効果は期待できません。そういうふうに私は思っていますが、それよりも業務負担に応じて対価を支払う処遇改善策のほうが効果があるのではと想っているところでありま

すが、民生委員法は民生委員の給与の支払いは法律違反となりますが、町独自案で地域支援委員として業務負担に応じ費用弁償等の対価を支払い業務負担軽減を図ることで、民生委員の担い手不足は解消できると思いますが、無償ボランティアの強制では進む高齢化社会での地域コミュニティの維持はできないとの思いで、校区自治公民館の運営補助金が増額され、公民館長の報酬も50万円増額されました。それなのになぜ民生委員の手当をそのままにしたのか、前東町長の真意を図りかねますが、民生委員の担い手不足の解消策は処遇改善策以外にないと自分は思っているところではありますが、町長の見解を伺います。

**○福祉課長（河野 賢二君）** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃられたように、国においても民生委員の選任要件の緩和策としてその地域の在住者だけでなく在勤者も民生委員として選任することができるように検討を進めておまして、令和6年度中にも結論を出すと言われております。ただし、要件緩和が本町の民生委員の担い手不足に、解消につながるかということは関係団体と協議を進める必要があるのかなと考えております。あとは、議員の言われる処遇改善と併せて物理的、精神的な負担軽減を図る対策を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議員（児玉 助壽議員）** 私も、この民生委員の不足については前福祉課長に懇願されて推薦人となり、同級生の77歳の同級生に懇願して民生委員を引き受けてもらいましたが、彼女は国民年金だけの生活をしておりますので、脇から見とって大変な生活を送っているのを見ると、推薦人としてのその責任の重さにさいなまされているところでありますので、そういうちょっとでも暮らし向きが良くなればなと思っており、今回も6月の議会同様に質問したところであります。どうか処遇改善をされることを期待して、この質問については終わります。

次に、空き家についてであります。近年、空き家が増加していることは担当課はもとより町長も先刻承知のとおりであります。高齢化が進み人口も減少し、高齢者のひとり暮らし世帯、子供たちが同居しない核家族世帯も増加し、ひとり暮らしの高齢者が死亡すると、それぞれ自宅を持つ家族はその世帯には帰ってこず、まして県外で生活している場合はほとんどといって可能性はなく空き家となってしまいます。家に人が住んでいないと荒れてしまい倒壊するケースもあり、家族により事後処理についての話ができていればよいが、なかなか話し合いとなると難しい問題が起きていることも事実であります。家には家財道具もそのままにされ、売家となればその整理もあって大変であり、市町村の行政相談窓口の中にはそれに取り組んでいるところもあると聞きますが、何か良き解決方法を見出せないのでしょうか。例えば空き家台帳を作成し、希望者を募集するなど県内外を問わず対応することはできないのか、町長の見解を伺いたい。

**○まちづくり課長（稲田 隆志君）** 空き家対策として平成27年から空き家バンク事業を実施し、川南町が運用している移住定住サイトを使って情報を発信しています。これまで、

空き家バンクに34件の登録があり、そのうち21件、61.8%の契約が成立しています。今後とも空き家は増加すると予測されますので、今年の2月に包括連携協定を締結しました、宮崎県宅地建物取引業協会の協力をいただきながら、まちづくり課といたしましては空き家の利活用を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議員（児玉 助壽議員）** そのような状況になっていけばいいのですが、通浜地区においては、東日本大震災のおかげで通浜地区は南海トラフ津波の発生が予測されますので、なかなか通浜地区に好んで住むという人はいませんので、空き家が非常に増えていて地区の防災組織で活動している私としても頭を悩ませている次第であります。空き家を放置したままにすると様々な弊害が発生し、隣近所の生活環境に悪影響を与えます。例えばシロアリが寄生、隣近所にそれがまた寄生して苦情が来たりしております。また、放置をしておると野良猫やドバトの繁殖場所となり、糞尿による悪臭など環境衛生面での悪化、また、最悪な場合は漏電による火災、台風などの突風による倒壊によるうれしくもないもらい被害等、人災など数を挙げればきりがありません。できることなら代執行による解体処理が手っ取り早いのですが、問題は税による処分費用の回収となりますが、その更地の利活用などでは民間業者の知恵を借りれば回収可能となると思いますが、空き家対策室等を設置し官民一体となり知恵を出し合い、空き家解消策を講じていくべきではないのか、町長の見解を伺います。

**○建設課長（黒木 誠一君）** まず、行政代執行ということですが、行政代執行とは自治体が空き家の所有者に対し何度改善を要求したとしても対応しない場合、所有者に代わって放置されたごみを撤去したり空き家を解体し、その費用は後日、所有者へ請求されます。しかし、所有者が経済的に困窮している場合は費用を回収できず、自治体が負担しなければなりません。県の空き家研修会ではそこまで至らないように所有者と連携して安全対策や解体を促すよう努力するよう教えられます。議員がおっしゃいますように、宮崎市、都城市、西都市など民間の力を借りている自治体もございます。川南町では担当職員の努力によって危険空き家の件数は、平成28年度建設課が担当を始めた時点で19件ございましたが、その後解決した件数が41件ありまして、現在の危険空き家件数が19件ですので、現状維持でございます。川南町では、毎年度10月と3月に現状を確認した写真と安全対策措置についてということで、文書通知や電話連絡を相続人等に行って改善するようお願いしております。また、川南町空き家対策の推進に関する条例第9条の安全代行措置や、第10条の緊急安全措置を行って対応も行ってしております。今後も、この対応で危険空き家が増えることのないよう努めてまいります。

以上です。

**○議員（児玉 助壽議員）** 課長の話ではあまり妙案がないようではありますが、今後ともいろいろ検討し、何か妙案を思いついて対応してもらえればと思っております。

次に、本題の元気アップ事業に関係する質問に移ります。

元気アップ事業に関係する6月、9月の両議会の同僚議員の議会だよりの一般質問の内容を見ると、議決の重さが分かっているのかと思わせる内容となっています。河野禎明議員は、9月議会において、1人の方が民間施設に行って介護予防体操の指導を受けると年間

1人9万6000円がかかる、それを介護保険から全額補助されている、こんな介護保険の無駄な出費は認めるかと言っていますが、令和6年度の無駄な出費は彼ら7人が神様のように崇めた東町長が提案、6月まで執行したもので、無駄な出費を認めたのは全会一致で川南町介護保険特別会計を議決し、執行効力を与えた我々議会議員の責任であります。理学療法士のスキルもないのに金額だけ誇張し無駄使いと言っていますが、何を根拠に言っているやら、スキル対価支払金額だけ誇張し、介護保険料を払っている町民は怒っている。町長は介護保険を使うこの委託料を認めるのかと宮崎町長に語気を荒げて中止を求めておられましたが、会計独立の原則にのっとり、来年3月31日まで執行効力があり、行政は継続が基本であることから効力を消滅させることは法的瑕疵がない限り不可能であります。それほどに96条議会の議決は重いものであります。それが分からないで、よもよも議会議員が務まるものだと、質問する相手は前東町長で、私ではないと思いませんか。町長の見解を伺います。

**○町長（宮崎 吉敏君）** 児玉議員の質問にお答えします。

元気アップ事業については、令和6年4月1日から令和7年3月31日の委託期間で東高士元町長と株式会社サン・フューチャー・クリエイトの間で委託契約を交わし、現在も契約に基づき適正に運営がなされていると承知しておりますので、契約終了までは責任をもって事業を継続していただきたいと考えています。

以上です。

**○議員（児玉 助壽議員）** 理由もないのに中止しようとしたら契約違反になりますので、中学校の基本計画を廃止と同様、違約金を払わなければならないことが宮崎町長はよく分かっておられますので、安心したところであります。この中で、1人年間9万6000円が拠出されているお金について無駄遣いなどとたわけたことを言っていますが、これは委託契約の業務成果に基づく対価の支払額で、医者に治療費を支払う行為と同じことで、全額介護保険料でまかなっていると言っているが、本事業は介護保険事業に関わる高齢者の高額療養給付費を抑制するために、生活習慣病を早期発見するために取り組んでいるワクチン接種や、特定健診などの予防医療の一環であることから、中止すれば国からのペナルティが危惧され撤退できないと思われませんが、町長はどのような見解を持っておられますか。お伺いしたい。

**○町長（宮崎 吉敏君）** 国の予防医療拡充政策に乗っかり、元気アップ事業を引き続き継続していきたいと思っています。

以上です。

**○議員（児玉 助壽議員）** 河野議員は、元気アップ事業について介護保険の無駄遣いと言っていますが、それを紹介したのは自分であることを忘れていらっしゃるのだろうか。今回の町議選の見返り票を得るために中瀬議員宅に訪れ、こういった事業があると言って元課長の三角氏に紹介したと聞くが、それをきっかけに町のほうで行っていた類似事業が適正・適格なスキルを持った人物がおらず、頓挫していましたが、国の予防医療拡充政策に乗っかり再開しようとしていた矢先に、彼の経歴、大学卒業後けがや病気などで身体に障害ある人や障害の発生が予測される人を対象に、座る・立つ・歩くといった基本動作能力の回復や維持、障害の悪化を予防することで自立とした日常生活を送れるように支援するリハビリ専門職の理学療法士を志し、専門学校で学び国家資格を取得後、高鍋の山口整形外科病院に15年間勤務、一念発起後独立し現在のところで開業している。そのスキルに惚れ込み、町長、町執行機関が頼み込んで委託契約し、元気アップ事業は実施されています。彼のスキルについては、今年8月10日午後、宮崎高校グラウンドでラグビーのイベント中に心肺停止者が現れ、偶然にそこに居合わせた中瀬議員が心臓マッサージを行い、心肺蘇生を行うようにし……。

**○議長（河野 浩一議員）** 児玉議員。

**○議員（児玉 助壽議員）** はい。

**○議長（河野 浩一議員）** 通告書にない発言は許可しませんので、お願いします。

**○議員（児玉 助壽議員）** 質問にもなんぼでもさせたいけれど、前例を作ってよ。そういうことを言ったらいかんよ、議長。

グラウンドに準備をしていたAEDを使用、緊急隊員到着が搬送、救命につながり、緊急時人命救助善行賞を表彰されたことは宮日で報道され、そのスキルの高さが広く県民の知るところであります。にもかかわらず利用料金一回2,000円は高い安いと町が言っておりますが、彼が設定したものでありませんし、病院の治療費が高い、安いと我々無資格者が判断できないのと同様で、1人1回2,000円、年9万6000円が高いという根拠はありません。今回、議員報酬を上回る収入を得ているから中瀬議員が兼業に禁止に当たると田中議員はほざき、彼の議員の資格審査特別委員会設置を求めましたが、中村議員から兼業の禁止に該当しないという資料が提出されましたが、それを覆す資料がなかったため、法的根拠はないと結論付けられましたが、あろうことか、法92条2項の審査を求めているながら倫理を問う声が上がりましたが、この人たちの倫理が問われるのではないかと思います。

中瀬議員は本町に頼まれ委託契約書を締結し、契約に基づきスキルを駆使し業務を遂行し、その成果の対価を得ただけであり、それが倫理を問われるのであれば、それを委託した本町執行機関も同罪となるとと思いますが、町長の見解を伺います。

**○町長（宮崎 吉敏君）** 先ほども答弁したとおり、町と株式会社サン・フューチャー・クリエイトとの委託契約は適正に締結され、本町の推進する介護予防事業として実施され

ているので、その責任を問うことは現時点では考えておりません。また、9月25日に提出された中瀬議員への資格決定要求書は、提案された田中議員が弁護士等法的に詳しい方に相談の上、法的根拠を明確にして上程、もしくは議会の全員協議会等で協議、審査を経て提案すべきではないかと思えます。

以上です。

**○議員（児玉 助壽議員）** 町長の答弁では適正に処理されているという答弁でありましたが、田中議員は6月の議会において年間ベースで68万6000円が不正請求された可能性があるかと断言していますが、川南町介護保険特別会計予算決算認定における監査委員の監査報告においてこのような事実は報告されていないことや、先ほどの町長の答弁で分かるように、こういう事実は確認されておらず、本会議においても全会一致で議決承認されているにもかかわらず、可能性のみであたかも不正事実があったように本会議で一般質問し、中瀬議員の個人名を出し、非難し、議会だよりに掲載し、全町民に配付しました。選挙ビラで不特定多数の住民にも配付し続けていました。こうした可能性で個人名を挙げ、不正を断言する行為は冤罪を生むもので、今回、議会意見箱にこのような答書が投函されております。中瀬さん、あなたは町民の税金保護だけで生活しているのですね。羨ましいです。議会を解散させて自分の罪をうやむやにしようとしていますね。そこまでして町民から税金を搾取しようとしているんですね。恥ずかしい。きちんと調べてください。お願いします。と住民監査を請求するような答書が届いております。

**○議長（河野 浩一議員）** 児玉議員、あと1分ですけど、これは一般質問です。執行部に対する質問をお願いします。個人……。

**○議員（児玉 助壽議員）** 個人を非難、これは一般質問した、なんを取り上げて言よつとやがね。あなたは、この質問をさせとったがね。

**○議長（河野 浩一議員）** 執行部に対する質問だけでお願いします。

**○議員（児玉 助壽議員）** 分かりました。こういう質問は、こういうなんはこれを放置すれば町執行機関はもとより、町監査委員及び中瀬議員個人、家族の信頼、名誉を傷つけるばかりか、6年度委託契約を締結され死亡されました東前町長の名誉を傷つけ、死者を冒瀆する行為となります。したがって、こうした行為については法的措置も辞さず、厳正に対応し、関係者の名誉を守ってやるのが町を統括する町長の責務と思いますが、町長の見解を伺います。

**○町長（宮崎 吉敏君）** 児玉議員の質問にお答えします。資格決定要求書は、児玉議員もおっしゃいました、議員の人生を左右し、家族や仕事にも影響を与える、とても重いものであります。提出に当たっては十分な配慮が必要であると考えます。ここでなかなかちよつと私の思いを伝えるのが難しいと思うんですけど、先ほど議長もおっしゃいました。これが、今年7月16日に川南町議会会議中における議員の発言内容について申し入れということが議会の中に示されております。この中で、一般質問は議員主導による政策論議で

あり、大所高所からの政策を建設的立場で論議すべきであること、また、能率的会議運営が必要なことを十分理解して、簡明でしかも内容のある次元の高い質問を展開したいものであるとあります。また、町民に選ばれた議員として重要な責務を負っていることを自覚し、個人的な感情を抜きにして川南町の政策、制度の課題についての争点、提起の場となることを期待します。と締めくくられています。いま一度、この内容を確認していただけたらなと思います。また、私の考えです。あまり私が議会に対して言うことはできないと思うんですけど、今回、感じたことを述べさせていただきます。

議員同士は、議会を運営する仲間であり、お互いに各議案に対し議論を重ね、より良い結果を見出すために様々な角度から意見を発表する。議会の場で意見の合わない議員に対立を煽るような言動は控えるべきであると思います。

私は、9月の定例会での所信表明で議員の皆様にも一緒にすばらしい川南町を築くために力を合わせていきましょうと述べさせていただきました。この考えは今も変わりません。建設的な議論の場にしたいと願っています。

以上です。

( 午後0時01分 終了 )